

議案第43号

倉庫及びフェンスの破損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年5月31日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

菅生1857番地2先（市道多西5号線）において、樹木の倒木により生じた倉庫及びフェンス破損事故について、相手方である細谷火工株式会社と示談解決を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

- 1 和解及び損害賠償の相手方
住所 あきる野市菅生1847番地
名称 細谷火工株式会社
- 2 事故の発生日時
令和6年2月6日（火）未明
- 3 事故の発生場所
あきる野市菅生1857番地2先（市道多西5号線）
- 4 事故の概要
上記日時及び場所において、市道多西5号線の路肩部分に自生した樹木が、降雪の影響で倒木したことにより、道路管理区域を挟んだ向かい側の倉庫の屋根、フェンス等を破損した。
- 5 和解の内容
あきる野市は、1の相手方に対し、6の額の損害を賠償する。なお、本件賠償の外、あきる野市及び相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認し、今後、いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申立てをしないことを確約する。
- 6 損害賠償金額
1,375,000円